

## 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付対象事業別概要

計画主体名	計画期間
栃木県宇都宮市	H19～H23

<連絡先>

担当課	電話番号	FAX番号	メールアドレス
経済部農村整備課	028-632-2472	028-639-0619	<a href="mailto:u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp">u2325@city.utsunomiya.tochigi.jp</a>

【記入要領】

計画主体名

- ・市町村名にはふりがなをふること
- ・共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記載する。
- ・計画期間は活性化計画の計画期間を記入すること。

計画期間

連絡先

メールアドレス

- ・共同計画の場合は行を追加し、全ての計画主体の連絡先を記入すること。
- ・当該交付金に係る連絡に利用できるメールアドレスを記入すること。

## I 事業活用活性化計画目標

事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
	定住等の促進に資する基盤整備の円滑化	
設定する目標は計画区域における <b>基盤整備</b> 事業着手までの年数とし、以下により求めることとする。 計画区域における <b>基盤整備</b> 事業着手までの年数(年) = 事業実施後、 <b>基盤整備</b> 事業の着手までの年数(年)		
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b> 針ヶ谷地区の農業経営は、水稲と野菜、水稲と梨栽培、梨栽培が中心の農家などに分けられるが、水田は小区画で不整形なものが多く、作業効率が悪い。農業従事者は減少傾向にあり、高齢化が進んでいる。このような現状であるため、圃場整備を行い、農用地の集団化を行なうことで、農作業効率の向上、担い手への農地集積等を進め、針ヶ谷地区農業の持続的発展を図るとともに、活性化を図る。		
事業活用活性化計画目標	増加率等	増加率等の算出
<b>事業活用活性化計画目標の設定根拠</b>		

### 【記入要領】

事業活用活性化計画目標

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業活用活性化計画目標の項目は農山漁村活性化プロジェクト支援交付金実施要領の別紙に掲げる項目から選択するものとする。
- ・事業活用活性化計画目標の記載にあたっては「事業活用活性化計画目標の設定について」により記入すること。

## II 活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標と交付対象事業の関連性

事業メニュー名	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付金要望 額 (千円)	交付額算 定交付率	交付限度額 (千円)	活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性
農用地等集団化	針ヶ谷地区	経営体育成促進換地等調整	31ha	H19～H20年	栃木県土地改良事業団体連合会	1,244	622	1/2	622	地区内の分散化された農地の集団化を行い、担い手や後継者の確保と育成を図り定住化に資するために、経営体育成促進換地等調整事業を実施し、経営体育成基盤整備事業針ヶ谷地区の円滑な着手を図る。

## 【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・創意工夫発揮事業である場合は、事業内容の欄に一体として行う事業メニュー名及び一体的に行う必要性について併せて記載すること。
- ・事業メニューには、実施要領の別表の事業メニュー名を記入すること。
- ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積、農道や森林管理道等の場合は地区名と延長など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・実施期間は、原則として3年以内とすること。
- ・活性化計画の目標及び事業活用活性化計画目標との関連性は、これら目標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。

### Ⅲ 優先枠を活用する事業に関する事項

(交付対象事業別概要)

優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		
優先枠の種類		優先枠指標	増加率等	増加率等の算出
1 輸出促進緊急条件整備事業優先枠 2 農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠				
優先枠成果指標の設定根拠				
事業メニュー名	地区名	事業内容と優先枠指標との関連性		

- 【記入要領】
- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
  - ・優先枠を活用する事業とは、予算の優先枠(輸出促進緊急条件整備事業優先枠、農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)の対象となる事業であり、具体的には、輸出の促進に関連する事業及び実施要領の別表1の事業メニュー番号10、33、34、37、38、43又は45であって要件類別番号5、21、23又は25を満たすものがその対象となる。
  - ・優先枠事業を実施しようとする場合には、以下のいずれかの優先枠指標を記入すること。
    - (輸出促進緊急条件整備事業優先枠)  

$$\text{輸出量の増加率(\%)} = \frac{\text{優先枠事業の実施によって見込まれる年間の輸出量(t)(目標)}{\text{現在の年間輸出量(t)}} \times 100 - 100$$
    - (農林漁業再チャレンジ支援対策優先枠)  

$$\text{交流人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地域外からの年間入込客の増加人数}$$

$$\text{定住人口の増加数} = \text{優先枠事業の実施によって見込まれる地区人口の増加人数}$$
  - ・優先枠の種類は、いずれか該当する方を丸囲みすること。  
 なお一つの事業について複数の優先枠指標を設定する場合は優先枠指標ごとに当該様式を作成する。
  - ・事業メニューには、実施要領の別表1の事業メニュー名を記載すること。
  - ・地区名には、事業の実施地区名を記入すること。
  - ・事業内容と優先枠指標の関連性は優先枠指標を達成する上で、各々の事業の実施が必要な理由を記載すること。



